国土審議会第2回基本政策部会

日 時 平成13年9月14日(金)

14:00 ~ 16:00

場 所 中央合同庁舎第2号館 講堂

国土交通省

守内国土計画局総務課長 ただいまから、国土審議会第2回基本政策部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。

本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務次官あいさつ

守内国土計画局総務課長 それでは、議事に入ります前に、国土交通事務次官の小幡よりごあいさつを申し上げます。

小幡事務次官 御紹介いただきました小幡でございます。この7月に事務次官を拝命いたしまして、私はもともと統合省庁の中の運輸省出身でございまして、国土行政、建設行政と今にわか勉強しながら頑張っているところでございますので、よろしく御指導方お願い申し上げます。

本日は、皆様御多忙の折お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。現在、小泉内閣のもとで、国を挙げて行財政、経済など全般に及ぶ構造改革に取り組んでいるわけでありますけれども、その際に総理が、「聖域なき構造改革」ということで、まず現在の制度等々白紙になって考える、その後に新しいものを芽生えさせていくという、非常に厳しい抜本的な改革を目指して課題をいただいているわけでございます。

そういうことを考えるとき、何にも増して大事なことは、我々は将来のために、痛みを伴いながらどういう改革をしていくのか、そういう意味での将来の姿、国土づくりの指針がございませんと、現在の当面の苦しみもなかなか克服し得ない、そんな感じで考えているわけであります。そういう意味で、この新しい時代にふさわしい国土計画体系を確立することが、何にも増して大事であると考えているわけでございます。

この基本政策部会において委員の先生方の御意見をいただきまして、そして、我々の国 土計画体系の確立に向けた取り組みに御支援、御指導いただければと思っておるわけであ ります。先生方の忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、ごあ いさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

守内国土計画局総務課長 次に、本日の会議の運営につきまして、2点申し述べさせていただきます。1点目は、会議の公開についてでございます。前回の部会におきまして、当部会の議事は原則として公開すると決定されておりましたので、本日の会議は一般の方々にも傍聴いただいております。2点目は、本日の座席配置でございますが、資料の説明の際に舞台奥にあります大スクリーンを使用する予定でございますので、このような座席配置とさせていただきました。

以上、2点についてあらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。 それでは、以降の議事進行につきましては、中村部会長にお願いしたいと存じます。 なお、報道関係の方々は、以降の撮影は御遠慮願います。

検討状況について

中村部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

検討状況についてを議題として、第1回部会で御審議いただいた「国土計画の新たな課題」と「新たな国土計画制度」のテーマについて、事務局から検討状況の報告をいただいた後、討議を行いたいと思います。

本日の皆さんの御意見を踏まえて、次回は中間報告の素案を討議していただく予定となっております。どうぞ活発な御意見をいただければと思います。ちょっと蒸しておりますので、上着もよかったらおとりいただいて、お楽な形で御議論いただければと思います。

それでは、事務局から一括して資料説明をお願いいたします。

田中国土計画局総合計画課長 総合計画課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料を御確認いただきたいと思います。議事次第の下に、配付資料の1から5と書いてございます。あと、参考資料もございます。もし不行き届きがありましたらお申し出いただければと思います。

まず資料3をごらんください。今回の調査の審議の位置づけを簡単に述べてございます。 資料4、資料5と大きな資料が2つございますが、本基本政策部会は調査審議事項が2つ ございまして、1つが「国土計画の新たな課題」、もう一つが「新たな国土計画制度」で ございます。このうち、調査審議事項2の「新たな国土計画制度」を取りまとめていただくために、制度の検討に先立ち考慮すべき事項として、調査審議事項1の「国土計画の新たな課題」も、あわせて御検討いただくことをお願いしております。

説明はまず、「国土計画の新たな課題」の検討状況について、資料4により計画官の道上より、続いて、「新たな国土計画制度」の検討状況について、資料5により私田中と土地利用調整課長の山根より行わせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

道上国土計画局計画官 国土計画局計画官の道上でございます。

お手元の資料4、横長の紙に基づいて御説明申し上げます。同じ内容を舞台奥のスクリーンの方で御説明いたしますので、そちらもごらんいただきたいと思います。なお、スクリーンを見やすくするために若干照明を落とさせていただきますので、御了解願います。

前回の当部会において、国土計画の新たな課題に関して、5つのテーマを検討すべしという御指示をいただいております。そのうち、本日は3点についてこれまでの検討状況を御報告いたします。残る2点、一番下に書いております「安全な国土の形成」、「循環型・環境共生型の国土形成」は、今後検討していく予定でございます。

本日の御報告事項は、1つは「人口減少の下でも活力ある地域」をいかに形成するか、 2点目が投資制約の強さをどう評価するか、3点目はグローバル化・IT革命の下での地域の発展をいかに実現するか、ということでございます。

まず、1点目の「人口減少の下でも活力ある地域」をいかに形成するかということでございます。全体の考え方、流れをフローチャートに示しております。御承知のとおり、今後50年間で、日本全体として約2割の人口が減少するということが予測されております。これに加えまして、東京一極集中、あるいは地方の県庁所在都市等への人口集中が続いております。

この傾向が続くと、主要都市からの遠隔地、いわば不便な地域では全国平均以上に大幅な人口減少が予想される。今後50年間で、4割ないし6割の人口が減少することが予想されるのではないか。そのことにより主要都市からの遠隔地においては生活水準が低下し、さらに人口減少を招くという悪循環に陥る恐れがある。

こういう悪循環から脱して地域の発展を図るためには、左下にございますように、人口減少の下でも活力ある地域を形成するためには、1つは、交通基盤の整備などに基づくモビリティーの向上によって、近隣の都市からの生活サービスの提供を図る。もう一つは、

広域連携によって生活関連施設を整備していくことが重要ではないか。しかし、こうした 対応によっても、なお発展を図ることが困難な地域が残るだろう。そういった地域には別 途の配慮が必要ではないかということでございます。

以下、この点に関して幾つかデータを御紹介させていただきます。

3ページ目は、ブロック別に見た将来の人口推計を示してございます。左側の赤いグラフ、ピンク色のグラフに関しては、1990年から95年の社会移動のトレンドをそのまま延長した場合、右側は、1985年から90年の社会移動のトレンドを延長した場合でございます。左側の90年から95年の時代は、東京一極集中が比較的緩やかだった時代のトレンドでございます。右側は、東京一極集中がピークに達した時代のトレンドでございます。

いずれのケースにおいても、地方圏の北海道、四国といった地域においては、全国平均 以上に人口が減少することが予想されます。

そして、より特徴的なのが4ページ目でございまして、この2つのケースは先ほどと同じですが、全国を主要都市から1時間圏の内外、あるいは大都市圏に属するか地方圏に属するかで4つに分けて、同じ前提のもとで人口推計したものでございます。

この2つのケースで、いずれにおきましても、一番右端のグラフ、すなわち地方圏における主要都市からの1時間圏外において、かなり大幅な人口減少が予想される。左側のケースでは4割強、右側のケースでは6割強ということが予想されるわけでございます。

こうした人口減少に対応するために、先ほど冒頭のフローチャートで、広域的対応が重要ということを申し上げましたけれども、以下、広域的対応による効果のデータを幾つか御紹介させていただきます。

5ページ、6ページは同じような作業をしておりますが、6ページ目の下の方のグラフ、医療業について医療施設数をカウントしております。このグラフはA、B、C、D、Eと横に並んでおりますが、5ページ目にその意味を注で書いてございます。A、B、C、D、EのEの方ほど人口減少率が大きい地域である。つまり、右側に行くほど人口減少率が大きく、左側に行くほど人口増加率が大きいというふうに全国の市町村を分けた。そして、施設数を数えたということでございます。

棒グラフは、人口当たりの医療施設数でございます。折れ線グラフは、医療施設数の伸び率でございます。左側の黄色いグラフは、市町村単位で施設数を数えた。それから、右側のピンク色のグラフは、その市町村から見た1時間圏の範囲内にある施設数を数えたというものでございます。

左と右を見比べていただきますと、左側の市町村単位のグラフにおいては、Eの地域ほど、右側にある地域ほど下がっている。棒グラフであれ折れ線グラフであれ、右下がりの状況にある。つまり、人口減少地域ほど1人当たりの施設数も少なく、加えて減少傾向にあるということでございます。それをピンク色のグラフで見ると、その市町村から見た1時間圏という広域でとらえたときには、こういった人口減少の大小による地域差がかなり縮小する、場合によったら逆転することが見られる。つまり、1時間程度という広域でとらえたときには、生活環境施設の地域格差がかなり縮小するということでございます。

今は医療について御説明申し上げましたが、その上にある教育施設であれ、その前のページにありました小売業であっても同じような傾向でございます。

それから、もう一つ別の観点から、9ページをごらんいただきたいと思います。同じく病院に着目して、今度は、病院の診療科目の数を数えた。病院の診療科目というのは、内科、外科、小児科といったものでございます。こういうものが全部で32種類あるようですが、その32種類の医療サービスの何種類を受けられるかという点に着目して見たものでございます。

円グラフを4つ示してございますが、左側は、主要都市の1時間圏内に位置する市町村について、右2つは、主要都市の1時間圏外に位置する市町村についてでございます。それから、上2つの円グラフは、医療サービスの種類の数を市町村単位で数えた。下2つの円グラフは、その市町村から見て、1時間圏の範囲内にある病院の診療科目数を数えたものでございます。

まず、上と下を見比べていただきますと、上の方では、市町村単位で見た医療サービスの数というのは、10種類以下のところが左も右もいずれも半分以上を占めているということで、市町村単位で数えたときには、仮にその市町村の中の病院からしかサービスを受けられないということを考えたときは10種類以下のサービスしか受けられないという状況でございますが、下に行くと、1時間圏の範囲内にある病院のサービスを受ければいいじゃないかと考えると、赤とか黄色の29種類以上のサービス、あるいは25種類以上のサービスを受けられる地域が増えてくるということでございます。つまり、広域的に対応することによって、それだけ多様なサービスが受けられることが読み取れるのではないか。

それからもう一つ、この右下のグラフと左下のグラフを比べると、左下のグラフ、すなわち主要都市1時間圏内に位置する市町村は赤い部分がほとんどだということで、大体の医療サービスは受けられる状況にございますが、右下の円グラフ、地方都市1時間圏外に

位置する地域においては、多様なサービスを受けられる地域がかなり限られているという ことで、広域的な対応を行っても、なお十分なサービスが必ずしも受けられない地域が残っているということでございます。

それから、11ページでございます。主要都市の1時間圏内外で受けられるサービスの種類などにかなり差がある。あるいは、人口減少率にもかなりの差があるということを申し上げましたが、それはどういう地域なのか地図でお示ししたのが、このページでございます。右下の方に棒グラフが3本ほどございますが、主要都市からの遠隔地、1時間圏外の地域は、市町村数で36.8%、人口で12.1%、面積では半分を超える51.1%のシェアを示しております。

そういう主要都市からの1時間圏外、遠隔地においては人口密度が低いということで、言ってみれば広域的に対応しても、なお規模の経済が働きづらいのではないかということで、この地図は、当該市町村から見て1時間圏内の範囲にある人口を数えてみたということでございます。色の赤いところは1時間圏内人口が90万人以上、青いところが30万人未満という地域でございます。青いところに着目すると、北海道のかなりの部分とか、東北地方では三陸沿岸、日本海側、中部の山岳地域、山陰地域、紀伊半島南部、四国南部、九州東南部に青い地域が多いという状況でございます。こういった地域が規模の経済が働きにくい地域ではないかということでございます。

それから、テーマの2番目、投資制約の強さをどう評価するかということでございます。 全体のストーリーとしては、先生方御承知のとおり、国・地方を通じて財政制約が厳しい ということで、公共事業予算も今後抑制ぎみに推移するのではないか。加えて、これまで 積み上げてきた社会資本ストックがかなりの量に達していることからして、今後、更新投 資が急激に増えてくるのではないかということで、その2つが合わさって今後、新規投資、 新しい社会資本をつくっていくのに必要な額が大幅に減少することが見込まれるので、社 会資本整備に当たっては、ハード、ソフトいろんな工夫をすることによって進めて行かな ければならないということでございます。

この点に関して若干データを御紹介します。14ページでは、新規投資に使える額を単純な前提のもとで試算してみたものでございます。表の中をごらんいただきたいと思います。 表の中にケースを幾つか示してございますが、上2つのケースは、経団連、野村総研が財政再建を行うのに必要な社会資本投資の今後の増減率を推計してございますので、それをここにお示ししております。経団連、野村総研いずれにおいても、今後毎年、実質で5% ずつ社会資本投資額を減らしていかないといけない。それが経団連では2011年度まで、野村総研では10年度までということでございます。

こういう前提のもとで、今後25年間の累積の投資額、実質ベースで見てどれだけになるかというのが右から2つ目の列でございます。経団連、野村総研は、それぞれ620兆ないし640兆という額になります。これに対して、比較する意味で今後実質横ばいで推移した場合で計算すると、920兆円。過去25年間において幾らだったかというと、790兆円でございます。

これが更新投資も含めた総投資額でございますが、一番右の列は、更新投資を除いて、新しい社会資本をつくるのに使えるお金というので計算すると、経団連、野村総研のケースでは220兆ないし240兆、実質横ばいのケースでさえ、つまり過去25年間よりも総投資額で多くなるケースでさえも500兆円になる。それに対して過去25~26年間の新規投資分は710兆ということで、横ばいケースでさえ過去25年間の3割減、経団連、野村というケースでしたら、過去25年間の3分の1ぐらいまで減ってしまうということが試算されるわけでございます。

それで、どういった工夫が必要かということが15ページに書いてございます。これは先生方もたびたび御指摘いただいておりますように、既存ストックの有効活用であるとか、耐用年数の延長であるとか、コストの縮減、分野間・地域間の連携、PFIの活用などが必要だということでございます。ここでは、耐用年数の延長あるいはコストの縮減が、それができたとした場合、どれほど効果があるかというのを計算して示したものでございます。

横に水平に赤い線を引いておりますのが、100の欄、100というのは過去25年間の新規投資の額、前のページで書いている710兆円を100と置いたというものでございます。それで、横軸にとったのは、耐用年数を仮に1.2倍に伸ばした場合、1.5倍に伸ばした場合どうなるか。それから、グラフが5本ございますが、コスト削減しない場合、1%行った場合、2%、3%、4%行った場合というふうに示してございます。

このグラフでわかることは、仮に耐用年数の延長ということなくコスト削減だけを行った場合、過去と同じ710兆円を達成するに必要なコスト削減幅を見ると、緑の線と青い線の真ん中ぐらいのところに100がきておりますので、今後、7年間で毎年3.5%ぐらいずつコスト削減ができれば、過去と同じぐらいの新規投資額が確保されるのではないかということでございます。

それから、100の水平の線を右にたどっていただきますと、「なし」というのとちょうど交わりそうなところでございますが、仮にコスト削減せずに耐用年数延長だけで対応しようとした場合は、耐用年数を1.5倍に伸ばすことが可能であるならば、過去と同じぐらいの新規投資額が確保されるということで、その間いろんなケースがあり得るかと思いますが、それぐらいの努力をして初めて、過去と同じぐらいの新規投資額が確保されるという試算でございます。

それから、3点目、グローバル化・IT革命の下での地域の発展をいかに実現するかというテーマでございます。これも先生方御承知のとおり、グローバル化・IT革命に関しては、我が国はいろんな面で立ち遅れているということで、国際的な競争力・魅力が低下しているんじゃないか。放置すれば、地域が衰退し、ひいては我が国全体が衰退する恐れがある。望ましい方向としては、地域ブロックレベルでの広域連携と地域が主体となった知恵と創意工夫による競争力・魅力の向上ということでございます。

以下、幾つかデータを示しておりますが、これらは先生方十分御承知のとおりでございます。

まず、人を引きつける魅力に着目して、旅行者、留学生、日本がこれだけ諸外国に比べて遅れているというデータでございます。

19ページは、お金を引きつける魅力という点で、対内直接投資を諸外国と比較したもの、 日本は先進国に比べてかなり遅れているということでございます。

20ページは、知恵の面での国際競争力とでも申し上げたらいいかと思いますが、論文を発表するなり、その被引用回数、大学の特許の状況、いずれも日本は遅れている。

それから、グローバル化に関して、そのゲート機能の状況でございます。空港整備に関しても、近隣アジア諸国はかなりのペースで進められているのに対して、日本は成田であれ関空であれ、現時点でできているのは滑走路1本ずつ。

港湾に関しても、香港、シンガポールなどにおいてはかなり取扱量が増えている状況で ございますが、日本はそれに比べて、取扱量がかなり少ないということでございます。

23ページはITに関してですが、これもよく言われているように、インターネット普及率、ブロードバンド・アクセス・ネットワークに関して、日本は遅れているということでございます。

電子商取引に関しても、近年、日本でかなりのペースで増えておりますが、アメリカに 比べればまだ遅れているということでございます。 こういうふうにグローバル化、IT革命に関して遅れている面が多いわけでございますが、先ほどフローチャートのところで御紹介しましたように、広域的な対応が必要だということで、ブロックレベルの対応として、人口600万人から1,000万人程度の広域的な対応が必要ではないか。その根拠として、諸外国から見てどう評価されているかというと、最低限600万人程度が必要ではないか。国際的なゲート機能の面から見ると、航空路、海上航路のネットワークも視野に入れたグローバルゲート機能の成立には、600万人ないしは1,000万人が必要ではないかという試算でございます。

以上まとめますと、29ページに書いておりますように、人口減少時代における対応の方向としては、1点目は、モビリティーの向上と広域的な対応が重要ではないか。2点目は、厳しい投資制約の下でのハード・ソフトの適切な組み合わせにより、いろんな工夫をしていくことが必要ではないか。3点目は、グローバル化・IT革命の下での個性ある地域づくりのためには、地域が主体となって、広域的対応のもとで、知恵と創意工夫による個性ある地域づくりを進めることが重要ではないかということでございます。

以上でございます。

田中国土計画局総合計画課長 続きまして、資料5をごらんください。申し遅れましたが、これは国土審の正式な機関ではございませんが、こうした問題を検討するに当たりまして、部内に研究会を設けて検討しており、それには、岩崎委員、大西委員、奥野委員、武内委員、森地委員、矢田委員等、基本政策部会の委員の先生方にも御尽力いただいているところであります。そうした検討の過程について御報告申し上げます。

資料5は、4つのポイントを示しております。1つ目は全国計画の指針性について、2つ目は広域計画について、3つ目は国土基盤整備のあり方について、4つ目は土地利用に関する計画についてであります。

1ページで、全国計画の指針性については、指針性を向上するために、計画の策定、推 進、評価にわたる国土計画のマネジメントサイクルを構築することが必要ではないか。

そのポイントとして、計画内容としては、計画内容の重点化・絞り込み、マクロフレーム、アウトカム的な目標を提示するということで、目的意識をはっきりすること。

2番目に、計画評価ということで、達成度の評価、それに基づく各方面への提言を行う。 また、国民への説明責任を果たしていく。あるいは、計画内容そのものの妥当性を定期的 に点検するシステムを制度化していくこと。

また、これまで、一日国土審などを開催してきましたが、こうした意見聴取を制度化し

ていくこと等を掲げております。

2ページに参りまして、2番目の広域計画のあり方については、(1)に述べましたように、広域的な対応が必要な諸課題があるということは広く認識の一致するところでございます。

広域計画の機能としては、ビジョンを共有する機能、地域における施策の総合性を確保する機能、国と都道府県の間の計画意図を調整する機能を担わなければならないということについても、大方の意見が一致するところでございますが、それを具体的にどういう制度に設計していくか、幾つか意見の分かれる点がございますので、その点を御紹介いたします。

まず、全国計画と広域計画の役割分担については、第2次地方分権推進計画では、国が本来果たすべき役割に重点化すべきことが挙げられております。また、ブロック計画と全総計画の重複も問題視されていることでございます。これらに対して、2ページの一番下にございますように、全国計画は構想と基本方針を示し、具体的な事業に関する記述は広域計画で行うとする意見がある一方、ブロックのあり方や広域的な課題も全国的な視点で位置づけることが必要であるとの意見もある、という状況になっております。

また、広域計画の位置づけ、性格でございますが、2行目にございますように、 地域において国が行う施策を含め、当該地域において広域的課題を解決するための総合的な計画が必要であり、国の関与が不可欠とする意見がある一方、 地域づくりにかかわる諸課題については専ら地域自らが解決する問題であり、地域の自主的な発意に基づく任意の圏域において、地方公共団体が主体的に策定する計画とすべき、という対立した意見がございます。

これらを踏まえて、策定主体、策定手続のあり方についても、国と各都道府県の対等な関係を尊重する方向から、国が責任を持ち、 にございますように、ブロック全体にかかる主要事業は国が責任を持つことから、当該地域の国の出先機関が集まって地元と連携を図りながら策定するという、国主導の計画にすべきであるという考え方がございます。 なお、広域計画の策定に、地方公共団体だけではなく、経済団体やNPOなどいろいろな主体が参加するようにするという意見は、多くの支持を得ております。

以上を踏まえて、計画の策定圏域についても、3行目にございますように、総合的な施 策の安定的な推進を重視する観点から制度的に固定された圏域であるとする考え方と、地 方公共団体の主体性を重視し、課題において、より弾力的な圏域で計画を策定すべきとい う意見がございます。

なお、国と地方の調整が実効を上げていくためには、現在進められている諸改革によって、地方公共団体の自立性を確保することが必要でございます。

5ページに参りまして、国土基盤整備については、(1)のところは、既に審議総括報告等でも申し述べましたとおり、これからは開発だけではなく、利用・開発・保全のバランスのとれた国土づくりでございます。

その結果、今までは、計画が基盤づくりの進捗状況というのは、いわゆるアウトプット市場によってその体制が把握できましたが、これからは、基盤が進展してきたことから、新規投資の進捗状況だけではなく、その利活用状況やソフト面も含めた諸施策、事業の総合的な効果をとらえないと国土づくりの進捗状況は把握できないということで、今後用いる指標としては、アウトカム的な指標を用いるべきではないかという点を掲げてございます。

また、各事業の他計画に対する指針性の確保という点では、重点化の指針を提示すべき ことということで、5ページの下のところにありますように、そのために国土計画の側か らは、各計画に適切な指針性を与えるような計画内容は、どのように記述されなければな らないかというのを今後の検討課題としております。

6ページに参りまして、整備の進め方の方法についても、国土計画が何らかの指針を提示していく必要があるのではないか。先ほど述べましたように、これからは更新投資が大きくなっていくということ、利活用も図らなければいけないということを考えると、国土基盤ストックが現在どのような状況にあるかという情報を充実して、かつ、さまざまな主体に公開し、これを共有していく必要があるとしております。

最後に、7ページでございます。土地利用に関しては、構想の提示と、即地的な実際の 地面に即してその土地利用をどうしていくかを調整するための指針と2つの役割を考え、 2の役割の方は、専ら地方公共団体を中心に果たしていくという考え方を整理しておりま す。

したがいまして、全国計画においては、構想としての指針を出していくということで、 それが地方公共団体だけではなく、広く国民や事業者に対して、土地利用のあり方をわか りやすく示すような指針を示すべきだとすると同時に、7ページの下にありますように、 そのために計画内容はどうすべきかということで、現在の国土利用計画全国計画では、利 用区分別土地利用ということを示してございますが、これらを改善する必要、あるいは図 面によって目標を提示していくこと、面積だけではなく、さまざまな質的な側面を評価するような新たな指標を導入してはどうかという提言を行っております。

また、地方公共団体の土地利用に関しては、山根課長の方から説明いたします。

山根土地・水資源局土地利用調整課長 地方公共団体の土地利用に関する計画について 御説明申し上げます。

美しい国土と景観にあふれた地域づくりを進めることは、とりもなおさず、美しい景観に魅了された人々を引きつけることになり、まちの地域の国際競争力の源泉であるソフトパワーともなるということであります。そういうことで計画的な土地利用と個性ある地域づくりを推進するため、今後、次のような方向で検討してはどうかということです。

現在、社会・経済状況の変化に伴う土地利用をめぐる課題ということで、日本の地域について、農業地域、右側の方ですが、1,700万へクタール、都市地域、左上ですが、996万へクタール、下の方で森林地域2,500万へクタール、自然公園地域が真ん中で540万へクタール、このような形でそれぞれのエリアが重複し合いながら存在しております。

この中で、とりわけ都市地域については、現在、中心市街地が空洞化している問題とか、 あるいは森林地域との境の方では、里山林や都市近郊林の管理がおざなりになっている。 また、農業地域と都市地域との間では、廃棄物が積み重ねられているとか、郊外のスプロ ール的開発が今なお進んでいるというような諸問題が起きております。過去において起き て、現在も継続して起きているということであります。

そして、特に前回の基本政策部会において、規制の弱い白地地域において問題が発生しているという御指摘が何人かの委員からございました。都市計画地域について、右下の方に赤で囲んであります。農業振興地域が左側であります。都道府県が、市街化区域、市街化調整区域の指定を行いながら、また、用途地域等については市町村等が指定できます。

また、農業振興地域と都市地域と重なるところについては、2000年の制度改正で、準都市計画区域という形で都市的な開発を抑制する、整序化するという制度改正もなされてきており、これらを市町村がどのように活用していくかということが、今後の課題として考えられております。

そして、今申し上げましたように、農用地区域の農地については転用が原則不許可、あるいは市街化区域等については、建築基準法等によってかなり詳細な規定がなされております。また、10年ほど前ですが、農水省と建設省との間で、特に市街化調整区域と農業振興地域の白地の問題について集落地区計画制度が設けられたり、先ほど申し上げましたよ

うに、準都市計画区域というので特定用途制限区域制度が設けられております。制度的に そのような対応がなされてきております。

しかしながら、このようなことで問題は解決しておりません。各種法令の適用、類似の制度改正、市町村段階での条例による土地利用をめぐる課題、いろいろ対応してきました。しかしながら、現在我が国では、土地私有制に基づく土地所有者の財産権の保障と資本主義経済社会における自由な経済活動との関係で、どちらかというと開発自由、建築自由という方向にウエートの置かれた土地利用がなされてきております。こういったことで、地域において、土地利用につきましては質的にも規模的にも多様なものがありますので、独自の対応から、全国一律の画一的な対応が必要とされる分野まであり、それに応じて条例等に基づく誘導的な手法から、先ほど言いました都市計画法の許可制とか、農地法の許可制という規制的手法まで、多様なものが提示されてきておりました。

そういった中で、現在、土地利用上いろんな問題がありますので、とりわけ美しい国土 づくり、個性ある地域づくりを支援するための、使いやすい枠組みを提供していく必要が あるのではないかということであります。

その場合、現在、上の3つは、とにかく過去30年、40年にわたって諸制度の改正がなされ、運用がなされてきている中で、制度の遵守を徹底するような形で、まず公共精神の構築を図る必要があるだろうし、十分な活用をしていく必要があるのではないか。とはいうものの、一番最後にありますが、制度が活用しにくい点について所要の改善を図っていく必要があります。

現状、国土計画体系ですが、先ほど来、全総計画と国土利用計画体系の御説明がなされております。国土利用計画体系の中で、地目ごとの考え方とか目標設定というので、10年後の国土利用をどうするということが決められており、これを基本として県段階ですが、土地利用基本計画が存在しております。図面で、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という5地域について線引きの変更をする場合には、個別法の都計法、農振法、森林法等に先立って、こちらで了解をとらなければならない。

また、土地取引について、昭和40年代の地価高騰時に、土地取引規制制度が設けられております。価格の審査と利用目的に適合しているかどうか、大規模取引についてチェックするものが制度的に与えられております。

そういう中で都道府県段階は、現在何が問題かと申しますと、国土利用計画と土地利用 基本計画の2つあるわけですが、国土利用計画は一番最後にありますように、10年後を目 標年次として10年に一度改定する。そして真ん中にありますが、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということですので、住宅地とか工業用地について、現在がどのくらいあって、10年後はどのくらいになっていくんだろうかという目標であります。具体的にこの地域をどのように変えていくこととは、直接的に距離のある目標提示であります。

それに対して、土地利用基本計画は現在、個別法で農振法、都市計画法、森林法といろいるありますが、5地域について区域の変更について、総合調整機能の発揮ということで、こちらが先行しないと地域の変更はできないという形で、いわゆる日々のマニュアル的な取り扱いをしております。1年間で800件以上改定されるということであります。この中では、土地利用の方向性について、どれだけのことをやっていくかというのは、基本方向、あるいは基本構想の方で書こうと思えばいろいろなことが書けるということであります。

そういう点では、現在都道府県における計画は、国土利用に関する基本構想を示す国土利用計画と個別規制法に基づく計画の上位計画として、総合的に即地的な土地利用調整を行う土地利用基本計画との連携を強化する観点から、土地利用に関する基本的な構想として内容の充実を図っていくべきではないかということです。いわゆる即地性をもっと充実させる必要があるのではないかということです。

それから、現状ではITの推進状況等を踏まえて、土地利用基本計画の地図情報の電子化等を推進して、行政各担当部局の的確な活用に資するということ。具体的に申しますと、今は5万分の1の地図で紙情報で整理しておりますが、これが土地利用基本計画で、これは都市計画法の用途区域制度ですが、これらが一体的な地図として、だれにでも利用できるようにすることを現在進めております。そういう意味では、土地利用計画の情報について、行政各担当部局のみならず国民各位がいつでもアクセスして、いろんなまちづくりのために役に立てることができるようになっております。

また、土地取引の届出件数、面積ですが、これは列島改造のときに仕組まれたものですが、現状においても、平成11年、全土地取引件数約170万件のうち、市街化区域2,000平米以上、その他の都市計画区域5,000平米以上のものについては届け出をさせることになっておりまして、約1万5,000件で0.9%の届け出をしていただいております。面積的には、17万へクタールのうちの3万6,000へクタールをカバーしているということですので、1%で20%ぐらいの土地取引についてカバーするという点では、県段階において大規模な土地取引について、あるいは大規模な土地利用転換についてのチェックは、かなり制度的に行われております。

そこで、こういう大規模な土地取引に関する規制について、新たな国土計画体系においても、今後の地価動向、土地取引の状況等に対応し、適正かつ合理的な土地利用に資する制度として活用していく必要があるということです。

以上が都道府県レベルのことであります。個々の土地利用の方向について、構想を充実、 強化する必要があるのではないかということです。

次に市町村段階ですが、市町村については、この図にありますように、人口5万人以上の基本的な670の市と2万人前後の2,500の町村ということで、行政能力等いろいろな開きがあります。そこで市町村の策定する土地利用についての計画ですが、個別法に基づいて都市計画マスタープラン等を策定するというのが、法律上600あります。それから、農業振興地域整備計画の市町村版をつくるのが3,000ほどあります。また、森林整備計画をつくるというのがあります。

しかしながら、先ほど申しましたような町村の多くについては、市街地も持っていれば、 農地もあれば森林もあるということであります。そういった市町村の土地利用について基 本的な方向について法律上の制度は、実は存在していません。ここに市町村計画、国土利 用計画というのがありますが、これは地目ごとの考え方、地目ごとの目標設定ということ ですので、そういう意味では、宅地が10年後にどうなる、田畑がどうなるというものであ りますので、この市町村の管内でどのような土地利用を今後行っていくかについては法令 上ありませんので、現在、予算上、土地利用調整基本計画をつくる形で補助しております。 また、地域環境総合計画等も予算上のものであります。

そのようなことで現在、個性ある地域づくりを推進していく観点から、国土の利用に関する基本構想等に加えて、即地的な土地利用の方針を図面に示すなどにより、国土利用計画の内容の充実を図っていく必要があるのではないかということです。その際に、従来、市町村の策定した土地利用に関する条例の具体例で、各地域でそれぞれ、美しいまちづくりとか、いろいろな形でリゾートマンションを制限するとか、いろいろな試みがなされております。

真鶴町のまちづくり条例などは、美の原則という美しさを、ここに持ってきたりしております。また、湯布院のうるおいのあるまちづくりも、リゾートマンション等の建築制限ということであります。基本的な手法は、誘導的な手法です。事前相談をする、事前協議をする、指導、助言、勧告をするといったスタイルであります。従わない人は公表するということであります。

そして、2000年4月の大きな地方自治法改正によって、地方公共団体は従来、法律の定めるところにより建築物の構造だとか、敷地、空地地区に基づく地域等に関し制限を設けることということで、委任条例的なものでないとなかなかできないと解釈されておりました。それが原因で、日本中でいろいろ作れと言っても消極的な対応が多かったんですが、これからは地方の時代ということで、法令の趣旨に反しない限り、独自のまちづくりをできるだけ進めていくことができるような自治法の改正がなされております。個性ある地域づくりを推進するため、条例を活用している各種事例と土地利用計画との関係等の検討を今後進めて行くということであります。

以上です。

中村部会長 ありがとうございました。

これから御質問、御意見をいただきたいと思いますが、特にきょうは資料3のお話にございましたように、審議していただきたいところは、「新たな国土計画制度」はどういうものであるべきかということでございます。これの素案が次回の基本政策部会に準備されてくるはずでございます。したがって、その素案の作成に際していろいろ折り込めるような方向性を示した御意見をお願いしたいと思います。

高橋委員。

高橋委員 次に用事がありまして途中退席するものですから、最初に大変恐縮です。

国土計画の方を主としてですが、大体書かれていることの方向性なり課題は妥当かと思います。最近の政治・経済情勢の極めて激しい変化を考えると、こういう国土計画づくりについて議論するのも、一面ではむなしいような感じがしますけれども、先ほど事務次官の話にありましたように、こういう時期だからこそ、国土のあり方についてきちっとした枠組みづくりが必要だと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

具体的に広域計画について、ここでは非常に難しい問題があって、いろんな議論があることが紹介されております。私も実際に法律制度なり計画に仕込むとなると大変難しい問題があるなと思いますが、ひとつ申し上げておきたいのは、前からも申し上げていることですが、全国一律の計画制度、枠組みに必ずしもとらわれる必要はないのではないか。首都圏地域の広域計画と、四国なら四国という広域計画は、問題点、課題は非常に違うわけですから、全国一律の計画制度にこだわらずに、いろんな形なり選択することができないか。さらに、地域についても、計画対象項目によっては地域区分が変わるという、これは難しいかもしれませんが、そういうことも含めて検討していただければいいかと思います。

もう一点は、土地利用に関して、最後に御説明のあった点ですが、特に地方公共団体の 土地利用に関する計画ですね。これについては、きょうの御説明ではっきりしないところ もありますが、大体方向性としては見えてきたのではないか。土地利用をその地域に即し て、統一的・総合的な観点から調整を図るという点、これは最後の8ページにも、都道府 県では、土地利用に関する基本的な構想としての内容の充実を図るとか、市町村において も、即地的な土地利用の方針を図面に示す等により国土利用計画の内容の充実を図る。

これだけでは、具体的にわかりかねるところがありますが、いずれも意図するところは、 市町村段階において、総合的な観点から計画の位置づけをはっきりしようということだと 思います。そういう意味では、そういう方向をさらに具体的に示していただければ、白地 地域の規制の問題も相当カバーできるのではないか。

さらに、先ほど言われたように地方自治法の条例上の位置づけも若干法律上明確になっておりますので、そういった方向で詰めていただければ結構ではないかと思います。

ただ、1つだけ、計画とは関係ありませんけれども、まちづくりにしろ何にしる、各市町の首長の情熱が必要と同時にスタッフのプロが必要だと思うんです。それが市町村の場合、必ずしも十分でない。そういったことについても、国として何らかの応援を考える必要があるのではないかと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

まことに申しわけないんですが、残り1時間ちょっとしかありませんし、これだけの委員の方でございます。しかも、できれば2度ぐらい話していただきたいと思いますので、手短かにお願いいたします。そういった意味で、特に資料5に論点という形で出されておりますので、この論点のここが問題だとか、そういうような御意見で出していただけるとありがたいと思います。

大西先生、どうぞ。

大西委員 3点申し上げたいと思います。

第1点目、国の計画の指針性という、全国計画の指針性についてであります。現在でも5全総の第1部は指針性に相当するところだと思うんですが、10年に1回しか指針が出ないという問題と、例えば美しい国土という場合にも、数行しか内容が実質的には書かれないということで、それがあるべき指針というと、かなり疑問があると思うんです。

したがって、指針については、テーマごとに、例えば中心市街地が疲弊していればそれがテーマになるでしょうし、都市再生のように臨海部ということがテーマになるかもしれ

ない、あるいは、ブラウンフィールドという問題がテーマになるかもしれませんが、そのテーマごとに、国のそれぞれの計画担当者が考慮すべき事項をそれなりに研究して深めたものを提起するということで、多くのテーマについて……。1つのテーマについては、10年に1回、あるいはもう少し短いサイクルで改定されるということかもしれませんが、全体としては、絶えず1年に幾つか新しい指針が公表されているという格好で、側面から都道府県ないし市町村の計画策定を支援するということが要るのではないかというのが1つです。

2つ目は、国の役割が指針ということになりますと、ブロックないしは1つの都道府県の中の広域計画が重要になると思うんですが、私も今高橋委員がおっしゃったような、1つの制度で必ずしも全国を覆う必要はないのではないか。1国多制度があっていいのではないか。非常に積極的なところで、自主的に幾つかの県、市が集まって計画をつくるということであれば、国の役割はその場所については低いかもしれません。あるいは、そういう機運がないところでは、少し国がハッパをかけることが必要かもしれないということで、いろいろな計画の策定方法が許容されるような制度提案をすべきではないか。

それから、3つ目も、高橋委員がおっしゃった論点は私も賛成でありますが、きょうの 資料ではやや不透明なところがあると思うんです。大都市では都市計画マスタープランが できて、自主的に市街化区域が全体を覆っている市町村も多くて、一つの新しい試みになって計画をつくって、そのもとに規制なり事業が行われるという展開になっておりますが、 地方部では必ずしもその都市マスが全体を覆っていないわけです。そういうところについて実効力のある計画、市町村版の土地利用基本計画が、どんなイメージでできるのか。今 予算措置で幾つか試みがあるとすれば、そこの成果と問題点は何なのかということを整理して、きょうの最後のところ、市町村の土地利用に関する計画の具体的な案をまとめていただきたい。

以上であります。

中村部会長 ありがとうございます。

藤田委員。

藤田委員 きょう御紹介いただきました国土計画制度ですが、ここに出ている計画制度 はいずれも総合計画だと思うんです。国土計画制度、あるいは土地利用計画と言った場合 に、いわゆる部門別計画というのがございまして、端的に言えば、道路網だとか、鉄道網 だとか、公共施設の整備計画ということでございます。 こういう部門別計画が、今度の新しい国土計画体系の中でどういうふうに位置づけられるか、ここでは何も明らかになっていないわけです。せっかく国土計画を根本的に考えようということですから、そこの位置づけをはっきり、少なくとも考え方だけでも明確にしておく必要があると思います。

これを拝見しますと、即地的計画は地方公共団体がやることだと書いてありますが、いわゆる部門別計画の場合には、全国の道路とか鉄道を考えればいいように、これは全国の見地から行わなければならないところもあるわけですから、そういう点の調整システムをどうするかということは、ぜひともきちっとしておかないといけないことだと思うんです。

なぜそういうことが必要か。まだまだいろいろ申し上げることはございますが、時間の問題がございますから、時間があればまた発言させていただくことにして、とりあえず、 その点についての検討もぜひお願いしたいということだけ申し上げます。

中村部会長 おっしゃり足りないところは、また文書でも何でも後でいただければありがたいと思います。

どうぞ。

須田委員 これからこの計画を策定する場合に、地方との共同作業のウエートは非常に高いと思いますので、新しい全総の国としての基本理念、これだけはきちっと議論して詰める必要があるのではないかと思います。

先ほど来それに近いような御議論、御説明を幾つか拝聴したんですが、ちょっと私物足りないところがあるのでそれだけ申し上げますけれども、何か現状の延長線上に議論があるような気がするんです。例えば人口が減少するという前提に立って、モビリティーを増やすためにどうしていくかという発想、それから、投資の制約がある。お金がないんだという前提に立って、今あるものを有効に使うことは大事なことですけれども、延命したりソフトと組み合わせるのもいいんですけれども、それだけでは何か対症療法的なんですね。何か延長線を断ち切って、新しい計画をつくるんですから、もう少し前向きな明るいものが一つ欲しいと思うんです。

1つの提案でございますが、例えば人口が減るんですが、本当にこれ2割も減ったらえらいことになるんです。特に地方が4割も6割も減ったら大変なことで、日本の国土構造が成立しないぐらいの、しかも高齢化が進むんですから、大変な人手不足になるわけです。そういう前提で計画をつくるのももう一つの考え方ですけれども、人口のあるべき姿は一体どんなものなのか。こんなに減っていいのかという問題提起もしていって。単に人口が

減るから、それに対する対応というだけでは私は少し寂しいと思うんです。ちょっと所管外かもしれないけれども、その辺のことも考えてほしい。

投資制約は、確かに国の資金の制約はあると思います。思いますけれども、地方にウエートが移るわけでしょうし、民間にも金はあるはずなんですね。国の仕事を民間に移していくわけですから。そういうものをもっとこういう計画のために動員するにはどうしたらいいのか。PFIもありますが、あらゆるところにもっと民資を入れたらどうなのか。そういうシステムを変えていったら、新しい国土計画が成り立つのではないかと思うんです。

現在何かみんな右下がりであるからといって、右下がりの延長線上のものをつくってはいけないと思うんです。昔、国土計画というのは、右肩上がりの延長線上につくって、鐘や太鼓でたたいて煽った面があるんですが、今度はマイナス方向に走りすぎているような感じがしますので、そういった新しい要素も入れて、もう少し明るい計画ができないんだろうか。それを感想として申し上げます。

以上です。

中村部会長 奥野委員。

奥野委員 資料5の2ページ、3ページ、4ページあたりについて、3点ほどかいつまんで意見を申し上げます。ここで計画の主体が3つございます。地方公共団体が1つ、それから、広域圏という概念、区域、この3つが出ていると思います。地方公共団体はいろんなレベルがあると思いますが、大まかに分けてこの3つが出ております。

まず、3ページの(4)の広域計画の位置づけでありますが、地方公共団体の自主性を尊重しなければいけない。これは何よりも地域の活性化のためには大事なことでありますが、その計画を寄せ集めたら、広域圏として、あるいは国として望ましいものになるかどうか。これはならないと思うんです。ならないのは、そういう計画がもっと広域的なものに及ぶ、スピルオーバー効果があるということ等々であります。したがって、(4)のところでは、国が一定の役割を果たさなければいけないのは、当然のことではないかと思っております。

次の(5)の広域計画の策定主体でございますが、ここも並列で、、、と書いてございます。広域圏は、先ほどの資料3の方で600万から1,000万の人口で書かれておりますが、地域的な広がりはいろいろあるわけでありまして、広域圏によっては、さらにその外側に及ぶスピルオーバー効果もありますし、国の戦略的なこともございます。ここでも広域圏の主体性は大事でありますが、その地域の調整を図るということ、それから、国の戦

略をどう考慮、前提条件に入れなければいけないということ。したがって、ここでも国の 一定の関与は必要ではないかという方向性ではないかと思っております。

それから、4ページの計画の策定圏域でございますが、3行目に、制度的に固定された 圏域であるとする考えと、課題に応じてより弾力的な圏域で計画を策定するという2つご ざいます。これは私の個人的な意見でありますが、研究会等で議論したということでは決 してありませんが、制度的に固定された圏域というのは、600万から1,000万で結構だと思 いますが、一つつくっておいた方がいいと思います。課題に応じて今でも、一部事務組合 であるとか広域連合は制度的にはあるわけでありまして、そういったことを使っていくこ とになるのではないかと思っております。

以上です。

中村部会長 ありがとうございました。

どうぞ、早瀬委員。

早瀬委員 これは今回の論点に入ってないので、らち外というか枠外の話なのかもしれませんが、資料4の課題のところで、人口減少云々、グローバル化という話が書いてあります。今、外国籍住民が合法的な人だけで150万人、1%を超えております。これは一部経済界では既に議論されていますが、人の国際化をどう図るかという議論がある。これに関しては従来から、そういったことで逆に治安が悪化するのではないか云々の議論もあるわけですが、そのことに対応するためには、多文化共生的な社会をどうつくっていくかということが非常に大きな課題になると思っています。そういった議論はそもそも、こういう国土、国家のありようには関係してこないのかどうか。

例えば、シリコンバレーなどの多くを支えているのはインド人の人たちであったりするわけで、多様な民族がこの社会の中で暮らすような社会をつくっていくことも将来的に考えないと、本当に2割、3割の住民が減っていくことをそのまま受け入れる社会になってしまうんじゃないかと思って。これはどちらかというと御質問ですけれども、御意見を言わせていただきました。

中村部会長 今のお話は、もちろんこの審議会の大事なテーマだと思います。ただ、きょうは、今どういうふうになっているのかという現状だけの話で、そういうことを念頭に置きながら、計画制度をどうすればいいかというのを議論している。計画制度ができた段階で、資料3の一番下の方、これが次の計画をつくるときに、今の話が大変大事な話になってくるということかと思います。

どうぞ、佐和委員。

佐和委員 感想めいたことを申し上げたいんですが、資料4の17ページに、今もちょっと触れられたかと思うんですが、グローバル化・IT革命の下での地域の発展をいかに実現するかということに対して、このフローチャートがございます。これは私には理解しにくいのは、グローバリゼーションが進む中で、日本の国際的な競争力や魅力が低下した。その魅力と競争力を向上させるためには、地域の広域連携が必要なんだ。この辺が論理的によくわからないんです。

と申しますのは、最近ヨーロッパやアメリカでは、よくグローバル・パラドックスということが言われて、グローバリゼーションが進めば進むほど、小さなユニットの重要性が増す、つまり地域の重要性が増すんだということが言われるわけです。そういう側面も考慮してこういうことをおっしゃっているのか。何もかも画一的にやることが望ましいというようなことなのか。かつて、グローバリゼーションはボーダレスになるということを言われましたが、地域もボーダレスにした方が望ましいと考えておられるのか、その辺がよく理解できないんです。

それから、広域連携ということが余り具体的に書かれてないんですが、どの程度の広域 化が最適というか、オプティマムなのかということが明記されないといけないと思うんで す。あるいは明記しにくいことなのかもしれません。

いずれにせよ、国の行政というのは、地方分権ということを言われておりますが、最近の欧米諸国の意見に耳を傾けていると、国がやるには大き過ぎるような仕事というのがあるわけです。それから、国がやるには小さ過ぎるような仕事がある。大き過ぎる仕事は、何らかの形で国際機関的なものに委ねていかざるを得ない。つまりグローバルな経済のガバナンスはゆくゆくは必要になってくる。そういう国際機関をつくるべきである。国の権限の一部分をそういったところに上方統合すると同時に、今度は逆に下方分散する必要もあるわけです。そのときに下方分散する場合の受け皿としてのユニットが、今の都道府県でいいのかどうか、基礎的自治体である市町村までおりるべきなのか、あるいは、ここで提案されているように広域連携が受け皿になるべきなのか、その辺を明確にしていただきたいと思います。

最後に一言、広域計画とか広域的な行政を行う主体は何なのかがよくわからないんです。 3つか4つの都道府県が集まって、これは広域圏だと言って果たしてどういうふうにして 意思決定がなされるのか、というのが私にはよくわかりません。 以上です。

中村部会長 今の点について何か事務局の方でありますか。少なくとも最後のところは、 資料5の3ページ目の主体というところで、3つあり得ると。さて、どれにしましょうか、 どれがいいんでしょうかという形で書かれていると思います。

どうぞ、御意見。

柴田委員 ページ7ですが、[2]全国計画の具体的な計画内容の検討というところで、利用区分別の土地利用の改善をしたらどうかというところに、私はこういう会議に初めて出席させていただきますので、少しピントのはずれた話になるかと思いますが、国土の利用という部分について、私は瀬戸内海の島の町なんですけれども、「農用地、森林、道路、宅地、その他」とあります。その他の中に、閉鎖水域の瀬戸内海等が入っているのかどうかという部分。特に瀬戸内海は、沿岸に張りついている人口の関係で、汚染されて従来の環境保全が保ちにくい状況下にあるわけです。この中に、環境保全とか循環型どうのという記述がありますが、見えておるごみ等ではなくて、海底に沈んでおる石油からとられたビニールであるとか、缶であるとか、こういうものも回収していく必要性もあるんじゃないかと考えるわけです。

そういうことも含めて、少しお考えをまとめていただければと思います。

中村部会長どうぞ。

田中国土計画局総合計画課長 ただいまの点で、現在の国土利用計画、全国計画等の利用区分別土地利用の中には、内水面は入るんですが、海は入っておりません。中村部会長はじめ、沿岸域その他をどういうふうにという問題は、私としては問題意識としては持っております。

中村部会長 沿岸域を何とか取り扱えないかというふうに、私自身もお願いしていると ころです。

あと、いかがでしょうか。中井委員。

中井委員 3点ほど述べさせていただきます。

1つは広域計画です。広域計画は先ほどからも意見が出ておりますように、いろいろなやり方があっていいんじゃないかというお話と同時に、例えば、だれがつくるかとか、どうやってつくるかという話は、いろいろなやり方があっていいんですけれども、最低限国としてこういうことを決めておいた方がいいんじゃないかという中身については、ある程度かっちりした内容をつくる。広域計画制度をこの際国土計画に位置づけるのであれば、

つくった方がいいのではないかと思っております。

特に具体的な中身としては、保全系の問題として、河川の問題、地球環境を考えていく 単位として、この広域というのがありそうだということでは、保全系の問題については広 域計画の中でしっかり決めていくべきだろうと思います。

それから、2番目は多分土地利用計画の今回の革新的なところだと思うんですが、都道府県の土地利用に関する計画ということで、現在、国土利用計画と土地利用基本計画の2つがあるわけですが、これが概ね7ページの一番最初に書いてあります、土地利用に関する長期構想と即地的な土地利用調整の指針と対応しているわけです。これを一緒にしたら1つの基本構想ができるわけではないような気がしております。

というのも、 の土地利用に関する長期構想の提示の中にも、もう少し細かくすると指針、方針というレベルのものと、非常にあいまいではあるけれども、即地的な構想の部分が恐らく2つ含まれているだろう。つまり、こちらはどちらかというと目標提示型の計画、計画の中では目標提示の役割をするのに対して、 の方は、どちらかというと実現手段の一番先頭にある調整機能ということで。実はこの後ろに個別法がついているわけですから、都道府県レベルで言うと、実現手段体系の先頭だろうということでいくと、私はむしろ都道府県で今必要とされているのは、 の方を非常に拡充したようなタイプの土地利用基本構想なのではないかと思います。現在は、国土利用計画が数値中心の計画になっておりますので、大まかでもいいので、これを即地的な構想の形に展開していくところが可能性として考えられるのではないかと思います。

の方の即地性は、かなり厳密な意味での即地性ですので、 の即地性は、それに比べると、もっとラフな形の即地性の対比になろうかと思います。

3点目は市町村の部分ですけれども、市町村については、非常に柔軟でいいんじゃないかと思っております。あるところは都市計画マスタープランを持って、そのまま市町村の土地利用計画としてもいいでしょうし、そうじゃないところは自由に、それなりの形でつくっていただきたいと感じております。

1点だけ都道府県のところで言い忘れましたが、広域計画には、NPOとか経済主体の参加という話が書いてありましたので、都道府県の新しい基本構想についても、決めるときの参加ということを検討の項目に入れていただきたいと思います。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

齋藤委員 1つ最初に、「人口減少の下でも活力ある地域」をいかに形成するかというテーマなんですが、人間、生きていくためには、国土の場とは言いませんけれども、生活の糧を得る場がなければならない。とすれば、ある程度人口が集積した地域でなければそういう場は考えられないだろうと思うんです。ここによれば、人口が30万とか50万ぐらいを中心にしてという発想のようなんですが、少なくともそれぐらいのところがなければ、幾らこれからグローバル化、インターネット化が進んだとしても、生活の場をつくるのは無理である。ましてや人口が減少してくれば、そういう傾向は当然、もっと進んでくるだろうと思うんです。

この表では、悪循環の恐れとなっていますが、むしろ遠隔地における生活水準の低下ということを考える必要もないのではないかということです。こういうことを考えると、日本全国津々浦々全部、生活水準が同じにしなければいけないことになってしまう。したがって、人口の集積地域を中心にした形をやっていった方がいいのではないかと思います。

それからもう一つは、計画をつくるということは、どうしたって現時点の経済情勢なり 社会情勢なり、みんなの意識なりを反映したものになると思うんです。それは避けられな いことだし、当たり前のことだと思うんです。ということは、このように変化の激しい時 代では、計画を1年なり2年なり議論して、でき上がったころには既にほころびが出ると いうか、いろんなところの矛盾点が出てきてもやむを得ないことになる。

話をぶち壊すわけでは全くないんですが、余りに立派な計画、固定的な計画を将来まで縛るような計画にしない方がいいのではないか。もう少し柔軟性があるものでないと、世の中に取り入れられないことに、でき上がった途端になってしまうのではないかという感じがします。

中村部会長をあと、いかがでしょうか。池谷委員。

池谷委員 今先進国に求められているのは、持続的な発展、持続性ということだろうと思うんです。それは今までの日本をはじめとする先進国が、持続性がなかったということの裏返しでございまして、その一つのあらわれとしてあるのは、マテリアルバランスの大変な狂いがあるわけです。特に日本においては大きな差があるわけでして、マテリアルバランスがうまくいってない。つまり物質的な輸入のし過ぎでございます。その結果によって、日本の国内で多くのごみ問題が出ている。これは裏表でそういうことでございます。

特に、先進国の物質的な消費量が多過ぎるんじゃないかということが世界的に言われて

いるわけで、そういう現状を是正しながら、どういう日本をつくるかということになるんです。こういった視点をもう少ししっかり出さないと、本当の21世紀の日本をどうするかということが国民がわからないんじゃないかという感じがいたします。

あと一つは、それを踏まえて基本的に自分のまちは自分でつくっていくんだし、自分の国は自分でつくるんだという意識を国民が持つことが重要です。その単位は、人口が何人だったらできていくのか。そういう地域地域の中でコンパクトなまちをつくっていくんだ。それはどういう理由でどういくのか、どうしたらいいのかということを、もう少しお考えを出す必要性が根本的にあるのではないか。それが、つまり持続性のあるまちづくりなのではないかという感じがいたします。

それから、この中で大変いいのは、図面として出して国民に提示していこうというのは 大変いいことでございまして、多くの国民が理解しやすい。今までの国土計画というのは、 文書でできてわかりづらい。それが図面として出てくるのは、大変いいのではないかとい う感じがします。

あと1つ、土地の私有制でございますが、この辺がネックとなってあちこちに多くの問題があります。それから、今後のグランドワークをどう描くかというときも、大きなネックがそこにあるわけでございます。その辺の私有制についても、先を見てきちっとした議論をしていく必要があるのではないかと思っております。

中村部会長 岩崎委員。

岩崎委員 資料の図面をもう少し説明いただきたいんですけれども、資料4の4ページで、1時間圏内というのが気になっているんです。1時間圏の内外とは、1998年現在の交通ネットワークに基づいてと書いていますが、この交通ネットワークとは何なのかということであります。電車で行くのか、車で行くのか、高速交通のネットワークなのかということで、随分1時間圏が違ってくると思うんです。常磐線だと1時間では筑波まで帰れませんけれども、新幹線に乗ると宇都宮まで行けるということがあります。そういうことから考えてみると、これが何かということであります。

それから同じページですが、ケース1を見ると、人口増減率のところでほとんどが減っているのに、1時間圏外なのに3大主要都市圏では増えているということになっています。例えばこれはどういう都市なのか、具体的な都市名などがあったら教えていただきたいということです。

関連して、11ページ、これは1時間で切った地図になりますが、主要都市とは、県庁所

在地と人口30万以上となっていますが、かついろいろ説明が書いてあります。例えばこれを20万で切ってみるとどうなるか、それから、1時間をどういう交通手段で1時間とみるかというので、幾つかの地図ができると思います。そうすると、どれを見ても絶対に色がつかないところ、つまり置いていかれる遠隔地が出てくるのか、それとも大体埋まるのかというのも広域連携を考えるときに必要なので、そういうことも含めて教えていただけると大変うれしく存じます。

中村部会長 計画官。

道上国土計画局計画官 まず1点目、交通ネットワークとはどういうものかという御質問に関してですが、これは4ページ目、ほかのページでも同じでございますが、人々が日常的に使う交通をイメージしておりまして、具体的には高速道路網を含んだ道路を使う場合と、鉄道に関しては新幹線を除き、なおかつ在来線の特急を除いた鉄道というのを想定しております。あと飛行機と船はカウントしておりません。そういう交通ネットワークをイメージしております。ちなみに1時間圏内外というのは、各市町村の中心部同士で1時間圏に入るか入らないかということでございます。

2点目は、4ページ目の左側の赤いグラフで、増えている地域はどういう地域かということですが、どの町かどの市かという固有名詞を今すぐ申し上げることはできませんが、例えば東京周辺の1時間圏外であったとしても、東京への通勤圏に入っているようなところなどが、この前提では増えるということではないかということでございます。

3点目に関しては、これも研究会の中で先生方から議論がございまして、例えば30万人以上という切り方で本当にいいのかという話もございます。北海道の釧路、帯広、北見は30万人に満たないけれども、その地域における中心性といいますか、サービスを提供するという意味での中心性はあるから、それも含めた方がいいんじゃないかという意見もございます。そういうのを考えましたら、20万人、10万人で切るとか、1時間圏ではなくて1時間半圏で切るのかとか、そういうことによって地図はかなり違ってくることはあり得るかと思います。申しわけございませんが、本日のところはそういう作業はまだできておりません。

以上でございます。

中村部会長どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 このまとめ方としては、これまでの審議の方向も生かされながら、部内の研究会の御意向も入れて、概ね私としては理解できる方向にまとめられていると思います。

それから、中にいろいろな違った意見が併記されております。そのどれということをここでにわかに意見表明しかねますが、幾つか申し上げますと、従来の開発重点の国土計画から、利用・保全と三位一体のとこういうことですが、私はどちらかと言えば、保全という面が従来欠けていた面ではないか。三位一体も結構なんですけれども、計画づくりに当たっては、保全という面を重視していく必要があるんじゃないかというのが1点です。

それから、1ページの計画評価と策定手続のところでありますが、これが今後の計画制度においては、つくりっ放しではなくて、評価するという指摘は極めて的確だと思います。

それから、策定手続で、意見聴取の制度化というのがありますが、この評価と手続の件は、国の計画だけではなくて、広域計画とか都道府県の計画にも何らかの形で生かされていくべきではないか。

最後に、広域計画なんですが、前も私は申しましたけれども、これはテーマ、テーマで 広域の地域の範囲が動くわけです。そういう意味では、3ページに 、 と幾つかの意見 がありますが、非常に難しいとは思いますが、地域としては、テーマによって弾力的に計画をつくれる。しかし、たくさんの計画ができても困るし、どう工夫したらいいのか。弾力的にやった方がいい。何か固定的な地域を 済みません、3ページじゃなかったです ね。制度的に固定された圏域とするという4ページの上ですね。それから、課題に応じてより弾力的な圏域で計画をつくるというのがございますが、どちらかと言えば後の方の感じでいった方がいいのではないか。すべて難しい課題ですけれども、とりあえず私の意見を申し上げました。

中村部会長 ありがとうございます。

皆さんに大変御協力いただいて、手短かに話していただいておりますので、藤田委員や さっき短くしていただいた方、もう一回ぐらい話していただく機会が出てくると思います。 その次、いかがでしょうか。

堤委員 特に広域計画についてお話ししたいんですが、前回出ませんでしたので、先に基本的なお話を申し上げたいと思います。きょうの資料4のお話で、1時間圏内で見ると シビルミニマム的な施設がかなり行き届いていることがわかります。

それから、2番目の、非常に資本制約があることから考えると、今後のこの資本の使い 方は非常に戦略的に使わないといけないんじゃないかということが基本的なポイントであ ります。戦略的というといろんな考え方があると思いますが、私は高コストという日本で 今一番ぶつかっていて空洞化の原因になっているこの部分を、今までの使い方、今までの システム、規制緩和という部分はもちろんありますが、今後の使い方も非常に重要なポイントだと思っております。そこのところを直さないで、平等にとか住みやすさというところに配っていくと、非常にじり貧になるのではないかという危機感を持ってきょうのペーパーを見せていただきました。

それで、経済の活性化という点で一番関係があるのは、実は広域計画だと思っております。広域計画の中に何を盛り込むかによって、確かに範囲も違います。恐らく広域計画の中に入らない例えば介護の問題は、非常に小さい単位の市町村でやるというのもあり得ると思いますが、私は広域計画のメインは高コスト構造、簡単に言えば、広域の中にいっぱい同じような空港をつくった。国際競争力のない港をいっぱいつくった。それを調整できるかどうかというのが、広域計画をここで議論する最大のポイントではないかと思っているわけであります。

したがって、それだけの調整能力と実力のあるのは国に決まっていますが、国は今まで 失敗したと思っています。その調整ができなかったから、現在のような事態になっている のではないでしょうか。

したがって、私は協議体にかけて、将来10年たったらそういうブロックで調整できるような主体ができればいいなというところにかけたいという気持ちがあります。これはそれぞれの人生観みたいなものがありましょうから、必ずしもうまくいかないと思いますが、私は経済の高コスト化の問題を広域計画のメインに据えて考えていただく。川というのも一つの広域の対象案件でしょうし、いろんな意味でディメンジョンを変えれば、大きさも制度も何でもいいという議論になるかもしれませんが、私は広域計画のポイントは、そこでみんなで考えていった方が、これまでのやり方の問題点ではなかったかと思うから、余計申し上げたい点であります。

それから2点目の問題ですが、ITの話が随分あります。IT革命の話がありまして、シリコンバレーというのがありますが、私は長年シリコンバレーを見て、いろんな制度を日本に導入してきたつもりであります。ストックオプションもありましたし、いろんな制度を切り刻んで持ってきました。どうしても日本にはシリコンバレーができません。私の結論は、日本の大学の問題だという気がして仕方がありません。大学のある意味で閉鎖性、大分改善されました。それから、大学への競争原理の持ち込みも大分改善されました。TLO制度というような社会との連携もかなりできるようになりましたが、私はまだ素直に、アメリカのシリコンバレーなり、ブッシュさんが出たシリコンヒルズというのがテキサス

にありますが、みんな大学がものすごい役割をしています。

したがって、この役割をどこの場でやるのかというのは私は今申し上げられないんですが、この場でやるのか、ブロックの広域計画の中でやるのか。大学のマネジャーの方々を招き入れてやらないと本当の知恵のセンターとしてのあれが育たないのではないか。少し問題からはずれるかもしれませんが、私の感想を申し上げさせていただきました。

以上です。

中村部会長 ありがとうございました。

清原委員 きょういただきました資料5の論点に沿って、3点申し上げたいと思います。第1点は、1ページの全国計画の指針性についてなんですが、やはり総合計画でございますので、ここに例示されているような、良好な国土の次世代の継承とか、個性ある地域の形成、つまり持続性、多様性、地域の個性が、国土全体の美しさを追求するにしても、どうしても抽象度の高いところになってしまいます。さらに今後は、それを先ほど大西先生も提案されましたように、もう一つ下げたテーマ別の指針性も必要ではないか。それは各部門計画との関係も必要になってきます。先ほど藤田先生もおっしゃいましたように、総合計画と部門別計画との関係性を踏まえながら、さらに地域のテーマ別、例えば例示された中心市街地活性化の問題、中山間地の保全の問題、都市再生の問題、私の関心のあるところではITの基盤整備の問題、そういうところで余りに細かくなり過ぎては全体の指針性が崩れるわけでございますが、コアとなる分野については、テーマに沿ったある一定のさらに絞り込んだ指針性を必要としているのではないかと思います。

それと関連して、2ページ以降の広域計画の策定の意義と、あわせて存在する、意義はあるけれどもその調整が難しいというジレンマなんですけれども、総合計画の中である程度テーマが絞られてくると、どの広域圏が連携すべきか。もちろん地理的に隣接している広域圏も考えられるかもしれませんが、問題を共有している地域がテーマ別に連携して、それぞれ計画的に取り組みをしていくという意味での物理的な範囲を超えた広域圏の計画も存在し得ると思います。

優先順位が高いのは、そうは言っても国土の保全とか、全体の防災の問題とか、その他優先順位の高いテーマはあるかと思います。しかし、望ましい国土の継承と個性を考えたら、テーマ別の広域圏の計画の策定の意義はさらにあるのではないかと思います。ただ、この資料でも例示されておりますように、3ページの広域計画の策定主体が、そこでは非常に重要になってくるわけでございます。

今、堤委員がおっしゃいましたように、私自身も都道府県にヒアリングさせていただくと、何か都道府県間の調整って大変なんだなということは実感させていただいて、国の役割もあるのかなと思うんです。国と都道府県間の調整、いわゆる行政と行政との調整になるとそういうこともあるかと思うんです。これは国民、住民、あるいは民間組織、NPO等も含めて、もう少し力量をつけて調整能力をみがきたい。ですから、広域計画の策定主体においては、もちろん国の調整機能がどうしても期待されるような主要事業に関するものもあるかもしれませんが、テーマ別等では、地元の協議会としっかりと、先ほど御指摘のあった大学も参加して行うような組織をと思っております。

最後に3点目ですが、5ページ以降のところで、実はITの問題についても基盤整備の 観点から幾つか御指摘がありますが、私はともすると、ITは情報通信ネットワーク基盤 整備のところで国土計画については考えられてきたところがあると思います。しかもそれ は非常に重要なことだと思うんです。

あわせて今回、6ページ目の括弧のように、国土基盤に関する情報の充実と共有化のところも強く明記されました。私は、広域圏の計画であるとか、市町村がさらに主体性を持って土地利用計画などもかかわっていく地方分権の時代にあっては、どのぐらい情報を共有できるか、その中で重要な評価をしながら見直しができるか、ということが問われてくると思います。

そういう意味で各自治体の条例の工夫なども含めて、このような国土基盤整備、国土計画に関する情報の共有ができるような情報基盤整備もあわせて重要だと痛感しております。中山間地等の国土の基盤としての情報通信ネットワークの意義だけではなくて、国土に関する情報を共有するための基盤整備にも努めるべきであるし、そのことが参加を促進する。国民参加、住民参加、NPO参加等を促進する基盤になるはずだと思いまして、この(4)のところは特に配意していただければと思いました。

以上です。

中村部会長 武内委員。

武内委員 私は土地利用研究会の方の座長をしておりまして、また皆さんの御意見を踏まえて、私自身が次の展開を考えていくという役割を負っているわけですが、きょうのお話を聞いたことを受けまして、幾つか思いつくことをお話ししたいと思います。

1つは、国土計画というか、全総と国土利用計画を合わせた国土レベルの計画の指針性にまつわる問題でありますが、皆さん御指摘のように、単なる現状のトレンドではないで

すね。いわば国土の新しい姿の方向性をどう出すかということについては、具体的に検討するのは今後の課題だと思いますけれども、いろんな見方があると思うんです。例えばきょうは、人口の集中したところに投資して、余り地方の方には投資しない方がいいという御意見がありました。逆に、むしろ荒廃する国土をつくらないためには、あまねく何らかの形でやる、手を入れていくことが国土計画としては必須だという意見もあると思うんです。

私が今申し上げたいことは、そうした意見、意思というのは、だれが発するものなのかということです。役所がつくるものなのか、審議会が発案するものか。今の時代ですから、そこは国民合意のとり方に関する新たなルールづくりが必要ではないかと思います。そういう意味では、国土計画における新たな国土像に関する国民の合意形成のシステムを、もうちょっと考えた方がいいのではないかと思いました。

2番目に、土地利用について即地性をもって表現するというのはいいんですが、私は前からお願いしているんですが、土地利用には2つの性格を持つ土地利用があると思うんです。1つは、そこの土地に張りついて森林とか農地という格好で土地利用を認識されるもの、これが従来の土地利用です。それに対して、それが持っている環境保全的機能、生態系、レクリエーションというのはそれと機能的にダブってくるものですから、従来の土地利用基本計画における調整でも、その辺の議論がややごっちゃになっていたような気がします。本来、日本列島をきちっと100%で区分けていくような土地利用と、それを横断するような例えば森林であって国立公園であるという場合の土地利用をどういうふうに考えていくことは、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、大西先生の言われた話で、都市計画との一体化ですが、全総とか国土利用計画の体系は、省庁再編の前には、内閣府に行くべきだという意見もありましたが、結果的には国土交通省の中でこのことが扱われるようになったということも踏まえて、都市計画との協議が十分進んでないんじゃないか。国土計画、特に都道府県、市町村計画の中での問題を見てみますと、農村部の土地利用、都市近郊地域の土地利用の混乱にゆえんする問題が非常に大きいわけで、都市計画法の中でも、今度は準都市計画区域が設立されたのと今回のものがどういうふうにかかわっていくのか、もうちょっと事務局サイドで詰めていただければいいと思いました。

それから、評価するという話がありましたが、この評価については私もかかわったことがあるんですが、開発系の整備指針についての評価は割にやさしいんですが、きょうのお

話のように保全系については、ほとんど指標がないんです。例えば日本の国土が文化的なある種の水準を保つことになると、お宮さんの数とかそんな話にどうしてもなってしまう。そうでない保全系の指標の開発もぜひ現時点で考えていくべきことではないかと思います。 最後に、循環型ということで、日本の国土の循環性は大分失われているんですが、国土計画が周辺諸国との関係においてどういう位置づけをするか、いろんな場面で検討しなければいけないし、経済等もあるわけですが、まだ未検討の循環型国土の部分の中で、海外との関係をどういうふうに位置づけるのか、具体例として議論していただきたいと思います。

以上でございます。

中村部会長 森地委員、お願いします。

森地委員 小委員会等で十分発言させていただいておるので、1点だけに絞りたいと思います。資料5の7ページの、土地利用に関する計画についての(1)で、全国計画はの役割を、地方公共団体の計画は と の役割を果たすものではないか、こういう位置づけになっているんですが、これについて、本当にこれでいいのかなということが大変気になります。なぜならば、国土計画の方については、計画のマネジメントサイクルをつくる。つまり、ある計画をつくり、それを実現するための施策を持ち、それから評価する。その全体を計画の対象と考えていると、こういうふうに私自身は理解します。

そうしたときに、土地利用計画についても同じことがあるはずで、土地利用の長期の構想と土地利用調整の指針と言ったときに、日本の土地が大変乱れた使い方になっているのを何とかしたいということを長期構想として出したときに、それを制御する話は、一体それは調整の指針なのかどうなのかということで、多分この位置づけは不十分ではないか。しかもこの一番下のことは、こうではないのではないかという気がします。

あと1点は、長期という時間軸をここに加えていることも、具体的に国が、先ほどのお話のように個別に道路とか、鉄道とか、河川とか、そういうところに携わる計画とこの計画との関連を考えると、そちらは5年とか3年ということをやっておいて、ここだけ長期というのは、やはり矛盾を起こしている気がします。

今までの間に申し上げなくて大変恐縮だったんですが、今もう一回見直しして、大変気になりましたので発言しました。ありがとうございました。

中村部会長 平野委員。

平野委員 私はこの国土計画というのは素人ですから、一国民の立場でこれを見ますと、

この構成、進め方については、まずこんなものだろうかという感じがします。ただし、先ほど発言がございましたが、全体として大変見通しの暗いという印象を非常に持ちました。これは多分、政策の担当者とか、地方自治体とか、そういう方々の指針になるんでしょうけれども、これは一般の国民にも公表されるわけですから。そういう意味で、例えばここにありますようなマクロフレームとか、アウトカム的な目標が書いてありますが、そういうものでもいろんな見方があるのではないかと思います。例えば、人口の減少がマイナスばかりなのかどうかということもあるでしょうし。

それから、資料4のところで、50年間の人口の増減率の推計がございますが、これは過去のトレンドを引き直して、大都市圏に集中ということが前提になっています。これから高齢化社会になったときに、本当に人口の集中が起こるのかどうか、いろんな見方があるんじゃないかと思います。したがって、この計画は一応の決まった形でおさめられるんでしょうが、そのプロセス、過程において、何か希望が持てるような内容と非常に厳しい内容、そういうものを2つか3つでもいいんですが、1本に絞り込まないで、これからどういう事態になるかまだよく読めないこともありますから、現在の風潮に動かされて悲観的な面が目立つというのは、余りよろしくないんじゃないかというのが私の感想でございます。

中村部会長 ありがとうございました。

次の計画は来年だか再来年だか、もっと先になるかもしれませんが、そのときに議論されると思います。今回は、現状はこうなんだということでございます。

どうぞ。

寺澤委員 皆さんの御意見に賛成するところが多いんですが、感想を2つほど言わせていただきます。きょう出していただきました、主要都市から1時間圏で見ると、どういう違った姿が見えるかという図表は私は大変参考になりまして、いろいろ考える上で非常に興味深い資料だと思いまして、感謝申し上げたいと思います。

国の国土計画を考えると、国のセキュリティーの向上、維持という点があろうかと思います。戦後の荒廃から立ち上がり、河川を充実し、道路を充実し、台風がきても水害が起きない強靱な国家にだんだんなりつつありますが、まだ何が欠けているか、いろんなリスク、例えばアメリカの最近起こったようなテロに対する対応はなかなか難しいかと思いますが、いろんなリスクについて国土が非常に強いのかどうかということも、国の役割としてはチェックを行うことがあるのではないか。道路、鉄道、通信ネットワーク等もあろう

かと思います。それから、酸性雨対策等の問題も、国土利用計画の中には概念として入ってくるのではないかと思います。

もう一つは、社会資本の更新の問題でございますが、一定レベルの生活を維持するために、先ほど来資料で説明されておりますように、財政制約の問題があって、なかなか一本調子ではいかないだろうと思います。更新投資のお金の問題もありますし、現に既につくってしまった施設のランニングコストの問題がある。そういう点から言うと、社会インフラについて効率経営が求められるわけで、きょう御説明いただいた資料は大変示唆に富むのではないかと思います。広域計画も、今後やっていく必要があるだろう。そのためのいろんなヒントみたいなものを、これは審議会の答申ということではなくて、欧米のモデル等があればぜひ提示していただきたい、教えていただきたいと思います。広域計画は、皆さんがおっしゃっておりますように、テーマごとにいろいろ考えていくということになるのではないだろうかと思います。

1つの例で、私は東北地方を担当しておりますが、東北地方では東北開発推進協議会という名前だったかと思いますが、知事レベルの会議がございまして、ときたま会合を持っています。そういう意味では既にソフトな形での広域計画、広域連携をするような基盤がある地域もあると思いますので、こういうものを育てて引っ張っていくような方向を打ち出していただければと思います。地域には、江戸時代の藩体制の名残があって、各地域とも自分の現在のテリトリーに非常にこだわっている部分もないわけではありませんが、大きな動きとしては、国が引っ張れば今よりはかなり変わってくるのではないかと思います。

それから、国土利用の関係については、地価の下落の問題があって、所有から利用というふうに大きく流れが変わっていくと思いますので、そういった方向で議論していただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございました。

大体お話いただいたと思います。藤田委員、よろしいですか、さっきの続きがもしあれば。あるいはほかの委員の方でもっとお話があれば、まだ数分ございます。どなたか御意見ございますか。どうぞ、須田委員。

須田委員 先ほどお話を伺っていて感じたんですが、土地利用の問題ですね。さっき土地の私有制を考えたらどうかという御意見がありましたけれども、私は私有制を変えることは大変難しいだろうと思います。1つだけ言えることは、土地を公共のために使うという発想が全くと言っていいほど地主にはございません。これは非常に大きな問題だと思う

んです。日本のような狭いところでは、土地は大変貴重な資源ですから、土地は公共のために使うのが優先するんだということをどこかにうたって、そういう声をだんだん大きくして。政府の計画の中でも国の計画の中でもそういうものをうたって、土地というものは公共のために使うんだ、使うべきものなんだ、私有はあってもそういう義務がみんな私有者にはあるんだというぐらいのつもりを、少しどこかへこれから強調していくべきではないかと思います。表現は難しいと思います。ただし、決して私は社会主義者ではございませんけれども、あえて申し上げます。

以上です。

中村部会長 西垣委員。

西垣委員 伺っておりまして、私が言おうと思ったことはほとんど言い尽くされたように思うので、つけ加えることは余りないかと思うんですが、やはり広域計画が問題ではないかという気がします。今までもたびたび私の意見は申し述べたつもりでおりますが、形式的にどの地域も、広域計画をつくらないといけないという形で、今までのような国土計画、ブロック計画、市町村計画、整然として体系ができているということは必要はないんじゃないか。場合によっては、広域計画をつくらない地域があってもいいんじゃないか。少なくとも国が地方の自主性に介入する役割を担うような広域計画というのは、つくらない方がいいんじゃないかという感じがします。

それは一つには、何が起きるかわからないような時代ですから、計画ができて、その計画に従って粛々とやるようなことはなかなか期待できないんじゃないかということも頭の一部にあります。したがって評価のところに、達成度評価ということが代表例として書かれておりますが、既存の計画の有効性に対する評価のスタンスは、いつも持ち続けた方がいいんじゃないか。そういった意味で広域計画についても、既存計画に引っ張られたような、既存制度に引っ張られたような運用がないようにということを特に期待したい、それだけ申し上げておきます。

中村部会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、局長、何か御意見ございますか。

小峰国土計画局長 1点だけコメントさせていただきますと、最初に御紹介しました「国 土計画の新たな課題」について、トレンド延長型でいいのかとか、ちょっと内容が暗過ぎ るのではないかという御指摘がございましたけれども、今回は、今後このままでいったら 国土構造の中からどんな問題が出てくるのかという課題を発掘する観点からの作業をしておりますので、基本的にはトレンド延長型で、放っておけばこういう課題が出ますよというつもりで作業をしております。いろんな施策を講ずることによって、トレンド自体を変えていくことが必要なことは当然認識しておりますが、今回はそういう発想で作業させていただいておりますことを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございました。

あと、よろしいでしょうか、大体時間のようですが。

それでは、これで議論を終わらせていただきたいと思います。きょういろいろいただい た御意見を、次回に提案していただくことになっております中間報告の素案に、必要なも のは盛り込んでいただくということを事務局にお願いしたいと思います。

それでは、本日の議論はこれで終えたいと思います。

その他

中村部会長 それでは、事務局から何かございますか。

守内国土計画局総務課長 次回の当部会の開催日程につきましては、10月29日、月曜日、 午後3時より午後5時までという形で開催する予定としております。追って正式に御案内 させていただきます。

それでは、以上をもちまして第2回基本政策部会を閉会させていただきます。 本日は、活発な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会